



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況
- 2 飼養衛生管理基準の遵守徹底を！
- 3 畜産農家におけるクロピラリド対策について
- 4 堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）
- 5 農作業事故に注意しましょう

【添付資料】

- 1 鳥インフルエンザの発生予防対策の重要ポイント
- 2 鶏肉・鶏卵の安全性に関して
- 3 農作業事故を減らしましょう

◆◆高病原性鳥インフルエンザの発生状況◆◆

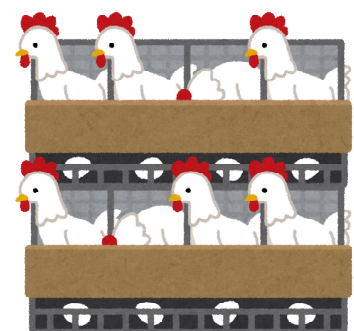
1) 国内の養鶏場における発生状況について

今年度11月5日に香川県三豊市で高病原性鳥インフルエンザが発生してから、12月14日までの短期間に10県26事例の発生が確認され、計300万羽以上が殺処分されました。今回の発生は、平成30年1月ぶりの発生となります。また、判明されたウイルス亜型は、検査中の事例を除き、いずれもH5N8亜型でした。

2) 国内の野鳥における検出状況について

今年度10月24日に北海道紋別市で野鳥糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8亜型)が検出されて以降、12月14日までに7道県15事例が確認されています。環境省の対応レベルも国内複数カ所で発生した際に設定される「対応レベル3」で継続中です。

群馬県では11月から3月まで毎月1回、三ツ寺公園（高崎市）、波志江沼（伊勢崎市）及び大谷幹線遊水池（太田市）の3カ所で野鳥の糞便を採材、モニタリング検査をしています。11月30日現在までウイルスは検出されていませんが、渡り鳥や人の移動により、ウイルスも動くことが懸念されますので、引き続き農場防疫体制の強化に取り組んでください。



【韓国での高病原性鳥インフルエンザ発生状況（2020年1月以降）】



◆◆飼養衛生管理基準の遵守徹底を！◆◆

高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、飼養衛生管理基準を遵守し、本病の発生予防対策を徹底するとともに、万一の発生に備えたまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。別紙の発生予防対策の重要ポイントの再点検と併せ、下記の点にも注意し、リスクを最小限にするようお願いいたします。



車両の移動に係る対策

- 資材の受渡しを衛生管理区域外で行うなど、同区域への車両の入場をできる限り制限
- 衛生管理区域に出入りする車両の入退場時の消毒に加え、車両のフロアマット及び荷台の清掃、消毒の実施



人の移動に係る対策

- 衛生管理区域への入退場時に手指消毒を行い、衛生管理区域内専用の手袋、衣服、長靴等を着用
- 原則、他の畜産関係施設に立ち上った者の衛生管理区域内への立入を制限
- 家きん舎の出入口において、手指消毒、手袋交換及び長靴交換の実施



物の移動に係る対策

- 他の農場で飼養管理に使用した器具、機材、資材、筆記用具等は原則、衛生管理区域内に持ち込まないこと。やむを得ず持ち込む場合は、消毒すること。
- 複数農場で共用する死亡家きん保管施設及び糞尿処理施設では、農場間の交差汚染を防止するため、車両等の消毒の実施



野生動物の侵入防止に係る対策

- 家きん舎、堆肥舎等の屋根や壁の隙間、防鳥ネットの破損等を確認、段ボール等による応急処置を含め、早急な修繕の実施
- 家きん舎の出入口、鶏糞の排出口等の扉、シャッター等の使用時以外の閉鎖



飼養環境に係る対策

- ・衛生管理区域内でのねずみなど野生動物の隠れ場所をなくすとともに、不要な資材等の処分、機材等の整理整頓及び除草を行うこと。
- ・農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底



早期発見・早期通報

- ・家きんを日頃から注意深く観察し、死亡羽数の増加、産卵率の低下、元気消失といった異常が見られた場合、家畜保健衛生所への早期通報の徹底

また、本年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が交付され、その内容を踏まえ、令和2年10月1日より、新たに改正された鶏に係る飼養衛生管理基準が施行されました。一部の取組には、猶予期間がありますが、事前にご準備をお願いします。

【令和3年10月施行】

家きん舎以外の飼料保管庫、堆肥舎等への野鳥等の侵入を防止することができる防鳥ネット（網目の大きさが2cm以下又は同等の効果を有するもの）その他の設備を設置するとともに、定期的に破損状況の確認を実施し、遅延なく修繕を実施すること

【令和4年2月施行】

次に掲げる事項を定めたマニュアルを、獣医師等の意見を反映作成して作成すること。作成したマニュアルに従業員等が遵守するよう配布等を行うこと。

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み（郵便物による持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

また、来年1月に定期報告書及びチェックリスト等をお送りいたします。

必要事項を記入し期限内の提出をお願いいたします。

◆◆高病原性鳥インフルエンザに関する正しい知識の普及など◆◆

国内での高病原性鳥インフルエンザの発生により、そのまん延防止措置として防疫措置（殺処分及び埋却処置など）が行われました。内閣府に設置されている食品安全委員会では「我が国の現状においては、食品（鶏肉、鶏卵）を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないものと考えています。」と公表しているところであり、消費者まで正しい知識が普及されるよう、生産者の皆様も周知にご協力をお願いします。詳細は別添を参照下さい。

◆◆畜産農家におけるクロピラリド対策について◆◆

海外で使用されている除草剤成分（クロピラリド）が残留した輸入飼料（粗飼料、穀類、ふすま等）を家畜に給与すると堆肥を通じて園芸作物等に生育障害が発生することがあります。クロピラリドが原因と疑われる生育障害の発生事例は、本県を含む 19 県より 76 例が報告されていますが、「被害を受けやすい作物」に一部変更がありましたので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。

- ・輸入飼料を購入する際は、購入先にクロピラリド使用の有無を確認しましょう。
- ・クロピラリド残留の可能性がある堆肥を販売する場合は、被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えましょう。

被害を受けやすい作物：ナス科、マメ科、キク科、セリ科作物等
※変更例（レタス類：耐性中→耐性弱、ズッキーニ：耐性中に新規追加）

詳しく群馬県 HP（下記 URL または QR コード）の耐性表をご確認ください

https://www.pref.gunma.jp/06/f29g_00011.html



◆◆堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）◆◆

農林水産省では、生鮮野菜を衛生的に保ち、微生物による食中毒の発生を防ぐため、「野菜の衛生管理指針」を作成しております。栽培に用いる堆肥の生産管理については、以下の点に注意する必要があるため、堆肥生産の参考にしていただくとともに、野菜生産者から問い合わせがあった際は情報提供（適切な管理ポイントを満たしている堆肥であること等について説明）のご協力をお願いいたします。

※指針の詳細は「https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/」をご参照ください。

- 【製造工程】
- ・水分調整や定期的な切返しを実施し、十分に発酵させる
 - ・堆積物の内部温度を測定し、55℃以上が3日間続いていることを確認する
- 【できた堆肥】
- ・褐色から黒褐色になっていることを確認する
 - ・原料の家畜ふんの臭いがほぼなくなっていることを確認する
 - ・手触りがさらさらであることを確認する



◆◆農作業事故に注意しましょう◆◆

農林水産省の調査データによると、農業従事者が減少しているにもかかわらず、毎年年間300人前後が農作業中の事故で亡くなっています。

作業前点検の徹底や家族や仲間同士で互いに声を掛け合い、安全に作業を実施しましょう。

農作業中の死亡事故発生状況

年度	死亡者数	内機械作業に係る事故
21年	408	270
22年	398	278
23年	366	247
24年	350	256
25年	350	228
26年	350	232
27年	338	205
28年	312	217
29年	304	211
30年	274	164



家畜保健衛生所は **365日24時間対応** の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。